

ナザレ園就労支援事業所 重要事項説明書

あなたに対する就労移行支援、就労継続支援（B型）サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 ナザレ園
所 在 地	茨城県那珂市中里 361 番地 2
電 話 番 号	029-296-0316
代表者氏名	理事長 菊池 義
設 立 年 月	昭和 24 年 4 月 1 日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労移行支援、指定就労継続支援（B型）事業所 平成 28 年 1 月 1 日指定
事業所の名称 (事業所番号)	ナザレ園就労支援事業所 (0812600476)
事業所の所在地	茨城県那珂市中里 352 番地 1
連 絡 先	電話番号 029-212-7737 FAX 029-212-7738
管 理 者	佐々木 和也
サービス管理責任者	寺門 一也
サービスの実施地域	那珂市、常陸大宮市、常陸太田市、水戸市、東海村、ひたちなか市、城里町、日立市地域
主たる対象者	全障害
定 員	29 名
開設年月日	平成 28 年 1 月 1 日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ、きめ細かな就労移行支援、就労継続支援（B）のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施 設

建物	構 造	鉄筋コンクリート造 1 階建 (耐火建築物) (耐震構造)
	敷地面積	
	延べ床面積	3444.29m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備 考
作業所	1 所	ペレット製造所
作業室	1 室	兼食堂
相談室	1 室	職員事務所兼用
洗面設備	1 か所	
便 所	1 室	
食 堂	1 室	兼作業室

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者			1			0.1	
サービス管理責任者			1			1.0	
就労支援員		1				1.0	
職業指導員			1			1.0	
生活支援員			3	2		3.4	

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※ 常勤換算とは

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 40 時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
就労支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
職業指導員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）
生活支援員	正規の勤務時間帯（８：３０～１７：３０）

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（１２月３１日から１月３日は休業）

営業時間：８：３０～１７：３０ まで

６. サービス提供の内容

(１) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
サービス提供日 サービス提供時間	月曜日から金曜日。ただし、１２月３１日から１月３日を除く 営業日の１０時００分から１７時００分まで
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する、生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を、適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ① 清掃作業 ② 受注作業の加工・梱包 ③ リサイクル作業 ④ その他 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から、必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。 (毎月 25 日支払い。土日、祝日の場合は前日に支払います。)
実習及び求職 活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労、生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら、職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
事業所外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、５日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月２回を限度として同意の上で支援を行います。

健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬、その他必要な管理、記録を行います。また、医療機関との連絡調整及び、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
送迎サービス	自主通勤が出来ない場合、希望により送迎を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金 額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間 昼食 12:00～13:00 ※低所得者の軽減措置適用の場合 (例) 栄養と利用者の身体状況や嗜好に配慮し、バリエティーに富んだ手作りの食事を提供します。	400 円 ※加算適用の場合、100 円
生産活動等	生産活動を行うにあたり、必要となる経費のうち、負担して頂くことが適当であるものについては費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や、日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	無料
その他	・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行代 ・ その他負担して頂くことが適当であるもの	無料 無料 実費

<サービスの概要>

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者

負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「６．サービス提供の内容（２）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

（３）利用料金のお支払方法

利用料金は工賃から控除し、工賃支給時に明細書を交付する。

８．利用者の記録及び情報の管理等

- （１）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び、情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前 9：00～午後 17：00 です。

- （２）利用者の個人情報については、個人情報保護法に沿った対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び、医療機関等との連絡調整や市町及び、関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

９．緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者の係り付け医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊 急 連 絡 先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊 急 連 絡 先②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 管理者 佐々木 和也 ・ご利用時間 9:00～17:00 ・電話番号 029-212-7737 - F A X 029-212-7738 ・担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
第三者委員	・第三者委員：大田和 裕子 ・電話番号：0294-34-3472
那珂市役所 障害福祉課	・所在地：茨城県那珂市福田1819番地5 ・電話番号：029-298-1111
運営適正化委員会 茨城県社会福祉協議会	・所在地：那珂市瓜連321 ・電話番号：029-305-7193 ・F A X：029-305-7194

(第三者による評価の実施状況)

第3者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関の名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	② なし		

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者：管理者 佐々木 和也 ・ご利用時間：9:00～17:00 ・電話番号：029-212-7737 - F A X：029-212-7738
------------------	--

1 1. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人貞心会 西山堂慶和病院		
医 院 長 名	院長 荷見 澄子		
所 在 地	〒311-0133 茨城県那珂市鴻巣 3247-1		
電 話 番 号	029-295-5121		
診 療 科	内科・整形外科 他	入 院 設 備	60 床

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

1 2. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平常時の訓練	・別途に定める、消防計画書に則り、年 1 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常通報装置 無 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 無 ・室内防火栓 有 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食料・飲料水 30 日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日： 平成 29 年 7 月 防火管理者： 理事長 菊池 義
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 3. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により、破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫 煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては、貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定障害者福祉サービス就労移行、就労継続支援（Ｂ型）の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名： 社会福祉法人 ナザレ園

説明者職名：サービス管理責任者

氏名：寺門 一也

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労移行支援、就労継続支援（Ｂ型）の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：

氏 名：

印

代理人住所：

氏 名：

続 柄：

印